

NISAの制度が変わる!

平成28年からNISA（少額投資非課税制度）が変わります。

現在のNISA

- 1 毎年100万円までの投資額からの収益（売却益・配当等）は非課税（5年間で最大500万円）
- 2 非課税期間は、投資した年から5年間
- 3 利用目的は、自由（老後資金や子どもの教育資金などのさまざまな資産形成シーンで活用可能）
- 4 日本に住む20歳以上の人であれば誰でも利用できます（制度対象者：20歳以上の日本国内在住者）

NISAの対象となる投資 （売却益や配当等）

上場株式や、公募株式投資信託等への年間100万円までの投資
※預貯金や債券（公社債等）は対象となりません。



制度変更後のポイント

（平成28年1月から）

新しいNISA

年間投資額の上限が拡大

毎月の積立投資に便利な金額へ



- ・年間上限100万円
⇒120万円まで**20万円UP**
- ・12の倍数とすることで積立投資に便利な金額になります。

積立投資とは

上場株式や公募株式投資信託等に毎月こつこつと定額ずつ投資していくことで、時間的分散によるリスク分散の効果が得られます。

ジュニアNISAの開始

（平成28年1月から申込み受付開始、4月より投資可能）



- 1 子どもの将来に向けた資産運用のための制度
- 2 日本に住む0～19歳の未成年者が口座開設できます（親権者等が代理で資産運用を行うことができます）
- 3 投資上限額は、毎年80万円まで（5年間で最大400万円）
- 4 非課税期間はNISAと同じ、投資した年から5年間
- 5 投資額からの収益（売却益・配当等）はもちろん非課税
- 6 20歳以降は自動的にNISA口座が開設されます

注意点

- ・NISA口座は原則1人1口座。
- ・NISA口座を開設する金融機関の変更は1年単位でしか行えません。（金融機関の変更をした場合には、複数のNISA口座を持つこととなりますが、買付けができるのは各年につき一つのNISA口座だけです。）なお、ジュニアNISAについては、口座開設後の金融機関の変更ができません。
- ・NISA口座において投資できる金融商品や受けられるサービスは各金融機関によって異なりますので、NISA口座申込みの際の金融機関の選択に当たってはよくご検討ください。
- ・収益（売却益・配当等）が発生しても非課税となりますが、損失が発生してもその損失はないものとみなされます。（損益通算や損失の繰越控除はできません。）

投資のキホン

はじめる前に知っておこう!

経済や企業の将来的な成長のために資金を拠出し、その成長の果実を受け取ることが投資の基本的な考え方です。分散投資や中長期投資など、正しい知識を身につけて投資を資産形成に役立てましょう。



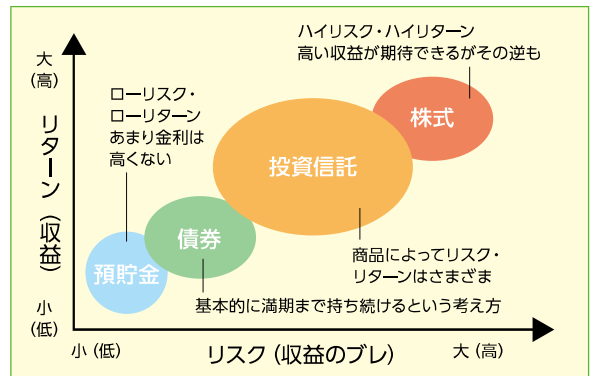
■ 「リターン」が大きいほど「リスク」も大きい

金融商品に投資すれば、「リターン」と「リスク」があります。

「リターン」とは、投資を行って得られる収益のことをいい、「リスク」とは「リターン」が確実でないことをいいます。「リスク」が大きくなると、「損失(マイナスのリターン)」が発生することもあります。

「リターン」と「リスク」の大きさは、金融商品の種類によって様々ですが、一般的には「リターンが大きいものほど、リスクも大きい」といえます。したがって、**大きな収益(リターン)を期待すると、リスクは大きくなり、大きな損失が生じる可能性も高くなる**といえます。

【図】リターンとリスクの関係



■ 投資リスクを軽減させる3つの方法

1 中長期保有

一時的には大きく価格が変動する金融商品も、中長期保有することによってリスクを回避しやすくなります。

複利効果で大きな資産

少額からのスタートでも長期の運用で収益を再投資することで収益が収益を生む複利効果が期待できます。

分散して投資すれば、リスクも分散されます



2 資産の分散

様々な種類の金融資産に分散して投資すれば、リスクも分散できます。

※預貯金や債券(公社債等)はNISAの対象とはなりません。

毎月決まった金額で
少しずつ購入すれば...



安いときに買い損ねたり
ピークのときにたくさん購入する
ことを抑えることができます

3 時間の分散

一度に全額投資するよりも、投資時期を何回かに分けて分散させることでリスクを抑制できます。

口座開設の方法など...
詳しくはこちら!

三島信用金庫

登録金融機関 東海財務局長(登金)第68号

詳しくは、さんしんの営業担当者または窓口へお気軽にご相談ください。

三島信用金庫登録金融機関
東海財務局長(登金)第68号

金融庁/NISA推進・連絡協議会